

福祉・介護処遇改善臨時特例交付金について

【 お知らせ 】

福祉・介護職員の処遇改善を図るため、令和6年2月から5月分の賃金改善の補助として、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が交付されます。

※県補助金名「青森県福祉・介護職員処遇改善事業費補助金」

1 対象事業所

- ・青森県内（青森市、八戸市含む）の障害福祉サービス事業所等
※計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は対象外
- ・福祉・介護職員等ベースアップ加算を取得していることなどの補助要件がありますので、国の実施要綱等を確認してください。
⇒ 県HPに掲載しています。

2 交付申請等スケジュール

- ・補助要件を満たす事業所で、申請を希望する場合は、「令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書」を提出する必要があります。
- ・処遇改善計画書の様式は現在調整中であり、提出期限と併せ、改めてご案内します。
※ 処遇改善計画書の提出期限は4月中旬となる見込みです。

【県ホームページ「令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」】

【URL】 <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/syogukaizenhojo.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省・こども家庭庁コールセンター 電話：050-3733-0230 受付時間：9:00～18:00

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

令和6年2月からスタート

厚生労働省は、令和6年2月分から5月分の賃金改善の補助として、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。

Q1. どのような交付金なの？

A1. 令和6年2月分から5月分の福祉・介護職員の賃上げを目的とする交付金です。

- 2～5月分まで、障害福祉サービス等事業所・施設等に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を福祉・介護職員等の賃上げに使うことを要件とした交付金を創設**します。
- 6月以降は、障害福祉サービス等報酬改定により、今回の交付金額を上回る加算率の上乗せを行うこととしています。

Q2. 交付金の額はどのように決められるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、**各事業所が受け取る交付金の額を算定・支給**します。
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算分が含まれます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ある月の総報酬} \\ \hline \end{array} \left(\{ \text{基本報酬} + \text{加算減算} \} \times \frac{1 \text{ 単位の}}{\text{単価}} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{交付率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{交付額} \\ \hline \end{array}$$

- これにより、**標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額6,000円相当の交付金**が交付されます。
※ このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で月額6,000円の引き上げを行うものではありません。**

Q3. 交付金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 交付金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。
※ 障害福祉サービス等報酬関係で市町村に届出を行うサービス事業者も、**この交付金の届出先は都道府県**です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。**計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成**してください。
- 交付期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
(要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の交付金の支払は、申請後、交付額が確定した後で、各都道府県から行われます。



Q4. 交付金の対象となる要件は？

A4. 以下の3つの要件を満たすと、交付金を受け取ることができます。

(1) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること

◆令和6年4月サービス提供分からの算定が必要です。まだ算定されていない事業所は、都道府県・市町村への届出をご準備ください。

(2) 原則として、令和6年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改訂が間に合わない場合は、

令和6年2月分は3月分とまとめて賃金改善を行うこともできます。

←ポイント①

◆令和6年2・3月分は一時金等による賃金改善としても構いません。

◆月ごとの賃金改善額がその月の交付金額以上となる必要はありません。

★令和4年度の処遇改善臨時特例交付金で求めた「2月からの賃金改善開始の報告」は、今回は不要です。

(3) 交付金の全額を賃金改善に充てること

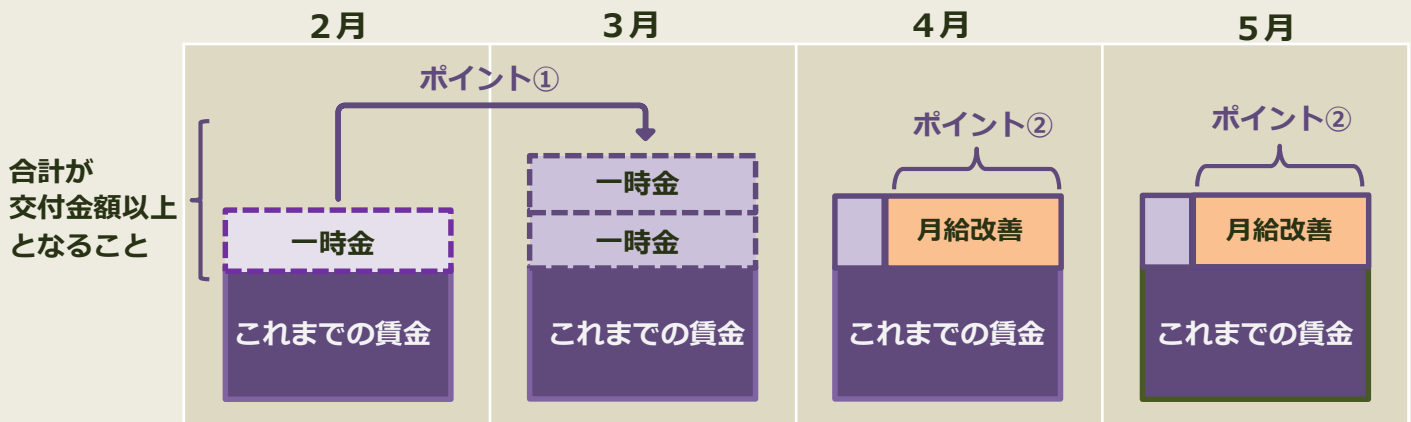
かつ、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上を基本給等の引上げに充てること

←ポイント②

◆基本給等の引上げ（月給の改善）とは、

「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引上げをいいます。

◆基本給等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。



※「4月分の賃金」を2か月遅れて6月に払う、といった対応も可能です。従来の加算分が2か月遅れなら、交付金も2か月遅れて支払うなど、職員への支払の月は加算と交付金で揃えてください。

Q5. 職種間での交付金の配分方法は？

A5. 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

- 事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てることが可能です。
- 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

お問い合わせ先

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等 厚生労働省・こども家庭庁コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）